平成２３年（フ）第８５８号
兵庫県尼崎市大庄北４丁目１番18号
債務者　八木　信彦
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８５９号
兵庫県尼崎市大庄北４丁目１番18号
債務者　八木　京子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６６号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1019号、前住所大阪府池田市伏尾町76番地の16―505号
債務者　久保上哲次
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９０３号
兵庫県西宮市馬場町５番７―303号、従前の住所神戸市東灘区住吉南町３丁目４番８―301号
債務者　戸光加奈子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１４号
兵庫県明石市魚住町清水158番地の１　フローラルハイツ・ダイキ402号
債務者　渡邊　　昇
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
神戸市西区大津和２丁目８番地の３　メゾン大津和202号
債務者　クラブ・リングこと　鈴木　常子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３２４号
神戸市西区丸塚２丁目３番30―201号、旧住所愛知県西尾市田貫１丁目63番地
債務者　山内　裕紀
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
兵庫県豊岡市泉町19番22号　テクノハイツ（もりや）２Ｆ
債務者　和田　孝一
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字長江357番地１
債務者　梶谷　辰彦
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第７３号
鳥取県東伯郡北栄町妻波1460番地７
債務者　濱本　陽子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第８０号
鳥取県米子市西福原９丁目18番27号
債務者　江口　洋二
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第６１３号
広島市安佐南区八木３丁目８番11号
債務者　有下　正一
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４０号
広島市中区白島中町２番10―403号
債務者　Ｓａｌｏｎ　ＢＬＯＯＭこと　中村　美里
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７３号
広島市安佐南区西原５丁目20番２―1002号
債務者　大空久美子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２００号
広島市安佐南区安東２丁目16番６号
債務者　大丸　寛隆
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１３号
広島市安佐南区長束西２丁目17番31号
債務者　谷口恵美子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９号
愛媛県今治市大正町５丁目２番19号　レオパレス大正町Ｂ―204号、前住所愛媛県伊予郡松前町大字浜780番地、前々住所伊予郡松前町大字浜830番地４、前々々住所松山市余戸西６丁目６番６号
債務者　杉尾　　正
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
松山地方裁判所今治支部